

平成28年第3回伊賀市議会（定例会）

【会期：平成28年6月6日～6月27日】

●市長提出議案（補正予算関係）

今回の補正後の全会計の予算総額を812億454万5000円にしようとするものである。

議案 番号	件 名	概 要	議決 結果
112	平成28年度伊賀市一般会計補正予算（第1号）	<p>既定の予算額から歳入歳出それぞれ1億1690万3000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ453億9961万9000円とするものである。</p> <p>今回の補正は、国・県の補助事業の追加・変更に伴う事業費の補正や、平成28年3月議会で議決された国の地方創生加速化交付金事業の4事業について交付決定があったが、平成27年度最終補正予算及び平成28年度当初予算に計上していたことから、平成28年度当初予算の当該事業計上分について減額を行うほか、南庁舎北側駐車場を舗装する工事費、熊本地震に係る被災地支援経費、ウィッツ青山学園高等学校の回復措置及び履修認定に係る経費、阿山ふるさとの森公園の管理運営について直接運営を行うための経費などについて、所要額を補正しようとするものである。</p> <p>歳出補正の主な内容は、物件費では、全体で65万6000円を減額しているが、主なものとして、地方創生加速化交付金事業について委託料など合わせて2100万8000円を減額したが、熊本地震に係る被災地支援経費について、旅費や消耗品費など合わせて377万円を計上したことによるものである。補助費等では、全体で784万9000円を増額しているが、主なものとして、自治振興経費で、財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金2070万円、経営体育成支援事業で国からの経営体育成支援事業補助金476万8000円など合わせて3010万円を計上する一方、地方創生加速化交付金事業について、負担金や補助金など合わせて2225万1000円を減額している。投資的経費では、全体で1億3104万9000円を減額しているが、地区市民センター整備事業で上野東部地区市民センター施設整備工事費3638万4000円を増額するとともに、庁舎管理経費では、庁舎周辺駐車場について市民や観光客が快適に利用できる環境を整え、誘客促進にもつなげるため庁舎駐車場等整備工事費1718万4000円を計上している。また、国の社会資本整備総合交付金事業の交付決定額に合わせ、橋梁長寿命化修繕事業や街なみ環境整備事業、西明寺緑ヶ丘線道路改良事業などについて、所要額の補正を行っている。</p> <p>これら一般会計の歳出の財源として、国県支出金及び基金繰入金並びに市債などの特定</p>	原案 可決

		財源は、それぞれの事業費の変更に伴い所定の増減を行っている。	
--	--	--------------------------------	--

●市長提出議案（補正予算関係議案を除く。）

議案番号	件名	概要	議決結果
113	伊賀市空き家等の適正管理に関する条例の全部改正について	<p>【改正理由】「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行に伴い、本年5月に空き家対策を総合的かつ計画的に推進するため「空家等対策計画」を策定した。この計画に沿った空き家対策を推進するとともに、法律の規定に合わせ「特定空家等」といわれる危険な空き家への措置を実施するため、条例の全部を改正する。</p> <p>【改正内容】所有者の管理義務を規定するほか、法律に合わせた「特定空家等」への措置に加え、緊急の必要がある場合の必要最小限の応急措置の実施等を規定する。</p> <p>【施行期日】公布の日</p>	原案可決
114	伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会条例の一部改正について	<p>【改正理由】伊賀市審議会等の見直し方針を踏まえ、委員定数を削減するほか、全委員で構成する全体会の機能強化を図るため改正する。</p> <p>【改正内容】委員定数を「60人以内」から「15人以内」とし、委員会に置く3つの部会を廃止する。</p> <p>【施行期日】公布の日</p>	原案可決
115	伊賀市保育所条例の一部改正について	<p>【改正理由】近年、少子化等により入園児童数は減少傾向をたどっているが、子どもの少ない保育所では、子どもの社会的な発達を促す健全な集団保育を保障することが困難となることから、保護者、地元の方々との協議の結果、「まるばしら保育所」を廃止するため改正する。</p> <p>【改正内容】別表中「まるばしら保育所」を削除する。</p> <p>【施行期日】平成29年4月1日</p>	原案可決
116	伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	<p>【改正理由】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）及び建設基準法施行令の改正による。</p> <p>【改正内容】当分の間の措置として、保育士配置要件の弾力化を図るため、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士配置の特例規定を追加する。</p> <p>また、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の避難用設備の基準を改正する。</p> <p>【施行期日】公布の日</p>	原案可決

117	伊賀市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について	<p>【改正理由】 予防接種健康被害調査委員会委員として顧問弁護士を委嘱しているが、調査等に対して訴訟等の事案が発生した場合においては、市の代理人として顧問弁護士が対応することとなる。このような事態等を勘案し、当委員会の委員に顧問弁護士を委嘱することは好ましくないことから、委員構成を見直すため改正する。</p> <p>【改正内容】 「顧問弁護士」を「弁護士」に改正する。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>	原案可決
118	伊賀市消防団の設置等に関する条例及び伊賀市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】 近年、各種災害が大規模化し、いかなる災害にも対応できる防災拠点としての消防庁舎整備が必要であり、また、公共施設最適化計画において、消防本部は消防庁舎移転計画に基づき移転する計画であることから、消防庁舎を旧上野商業高等学校跡地に移転するため改正する。</p> <p>【改正内容】 消防団の設置場所並びに消防本部及び中消防署の位置を改正する。</p> <p>【施行期日】 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日</p>	原案可決
119	専決処分の承認について	<p>【提案理由及び内容】</p> <p>○平成28年度伊賀市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）</p> <p>平成27年度伊賀市国民健康保険事業特別会計直営診療施設勘定診療所費の決算において、歳入が不足したことにより、地方自治法施行令の規定に基づき翌年度歳入の繰上充用を行うため、当該必要額1億4087万円を平成28年度予算として補正する専決処分を行った。</p>	承認
120	専決処分の承認について	<p>【提案理由及び内容】</p> <p>○平成28年度伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）</p> <p>平成27年度伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計の決算において、歳入が不足したことにより、地方自治法施行令の規定に基づき翌年度歳入の繰上充用を行うため、当該必要額9215万6000円を平成28年度予算として補正する専決処分を行った。</p>	承認

### ●議員提出議案

発議番号	件名	提出者	概要	議決結果
5	伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について	田山宏弥 嶋岡壯吉 生中正嗣 中谷一彦	<p>【改正理由】 人口定住のために必要な生活機能を確保するため、役割分担をしながら連携していく定住自立圏構想の推進に向けて、現在、中心市要件を満たしている伊賀市と近隣の自治体である京都府笠置町及び南山城村との間で、圏域形成の協議が進められている。今後、この協議が整えば、国が定めた定住自立圏構想推進要綱に基づき、協定を締結する</p>	原案可決

		前田孝也	<p>ために、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決が必要とされていることから、議会が議決すべき事件に所要の改正を行うものである。</p> <p>【改正内容】議決すべき事件に、「定住自立圏構想推進要綱に定める定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告」を追加する。</p> <p>【施行期日】公布の日</p>	
6	次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出について	中谷一彦 嶋岡壯吉 生中正嗣 百上真奈 田山宏弥 前田孝也	<p>【提案の理由及び内容】平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれた。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っている。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者のとじこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっている。仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがある。</p> <p>以上の理由から次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求める。</p> <p>【提出先：内閣総理大臣、厚生労働大臣】</p>	原案 可決
7	国による子ども医療費の無料化と国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書の提出について	嶋岡壯吉 生中正嗣 中谷一彦 百上真奈 田山宏弥 前田孝也	<p>【提案の理由及び内容】わが国の少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少につながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことになる。こうしたことから子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となり、すべての自治体で子ども医療費助成制度が実施されている。そのような中で、現下の医療費助成相当額を償還払いとする方式においては、患者は窓口でいったん一部負担金を支払い、約2ヶ月後に償還されることになっている。一方、現物給付方式においては、窓口での支払いが不要となり助成制度の趣旨を生かせるところから、この方式への改善が求められている。ところが、償還払い方式から現物給付方式への変更を妨げている要因のひとつに国民健康保険療養費に対する国庫負担金の調整（減額）の規定があり、現物給付方式を採用する自治体は国庫負担金の減額を余儀なくされ、財政運営の支障となり、政府が推進する地方創生、少子化対策、定住促進、一</p>	原案 可決

			<p>億総活躍社会の実現に矛盾する措置となっている。自治体の施策をより充実させ、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現をめざすには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには国による支援が不可欠である。</p> <p>よって、下記の事項を早期に実現するよう強く求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国による子ども医療費無料制度の創設</li> <li>2. 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）の廃止</li> </ol> <p>【提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣】</p>	
8	議案第112号 平成28年度伊賀市一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議について	生中正嗣 福田香織 中井洸一 岩田佐俊	<p>庁舎周辺駐車場について、市民や観光客が快適に利用できる環境を整え、伊勢志摩サミット後の誘客促進にもつなげるため庁舎駐車場等整備工事費が計上されているが、本年3月定例会において、「南庁舎や現庁舎地の利活用が定まっていない中で南庁舎北側駐車場舗装工事は全く計画性がなく、不要な経費、または無駄な経費となるおそれがある」として、当初予算に計上されていた工事経費を削除する修正議決をしたところである。</p> <p>現在においても、この状況は変わっておらず、市長は本年9月を目途に伊賀市の賑わい創出に向けて南庁舎や現庁舎地の利活用の方針を示すこととしている。</p> <p>「観光立市」を掲げる伊賀市において、以前から不十分であると指摘されてきた駐車場の整備は喫緊の課題であると理解するところではあるが、現庁舎地の利活用方針が決定され一体的な計画の中で整備されることが望ましいものとする。</p> <p>よって、下記経費については、上記の方針が決定されるまでの間、予算執行を凍結することを求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議案第112号 平成28年度伊賀市一般会計補正予算（第1号） 第1条 第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費 細目103 庁舎管理経費 細々目01 庁舎維持管理経費 17,184,000円</li> </ol>	原案 可決

● 請願

受理番号	件名	紹介議員	要旨	議決結果
30	水道負担金の是正について	生中正嗣 中谷一彦 森 正敏 岩田佐俊	<p>【請願者】伊賀市上神戸4560番地の95 地縁法人きじが台地区住民自治協議会 会長 嶋澤正彦 伊賀市水道事業給水条例で「きじが台」は、現在、加入負担金27万円、工事負担金55万2800円、計82万2800円の負担金が課されており、上神戸4</p>	不採択

		<p>地区（きじが台、みどり台、萩の台、香美ヶ丘）を給水区域とする際、平成16年に「上神戸の一部」として条例制定されましたが、その後二度の金額改正を経て現在に至っております。</p> <p>この負担金の積算根拠を市に問い合わせたところ、4地区の全体事業費9億1460万円の3分の1（約3億円）を地元負担金とし、4地区給水対象戸数350戸（きじが台305戸、みどり台11戸、萩の台20戸、香美ヶ丘14戸）で按分し、空き地は登記地目が山林、雑種地であり宅地化の見込みがなく、按分対象とはしていないとのことであります。しかし、下記理由により少なくとも「きじが台」の空き地は按分対象に含めるべきであると考えますので、負担金の是正についてご配慮賜りたくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和59年11月に三重県知事が「きじが台」（当時は美旗グリーンハイツ）に水道法上の専用水道の布設工事設計の確認を行っているが、この際、上野市長が空き地を含む全区画（当時971区画）への給水の必要性を認めた同意書を提出していること。（昭和59年6月26日付上水第445号）</li> <li>2 市は「きじが台」の給水対象戸数を居住者のみの305戸としているが、現在、市費負担で多数の空き地への給水ボックス設置が認められること。</li> <li>3 空き地への給水が可能ということは、給水管は空き地分を含めての容量計算で工事費を算出していると考えられるが、居住者が空き地分の工事費を負担する必要はないこと。</li> <li>4 平成16年の条例制定時に、市は4地区の空き地は宅地化される見込みがないとの判断に立ち居住者のみの負担としたのであれば、同時に「伊賀市土地評価事務取扱要領」に基づき空き地の固定資産税の評価割合（宅地に対する）を100%から20%に変更する必要があるが、平成16年以降も従来どおり100%で課税が継続されていること。</li> </ol>
--	--	---